

生徒指導規程

福山市立高島小学校

1 ねらい

この規程は本校の教育目標「豊かな心とたくましい実践力を育てる」を達成するためのものです。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るとともに、中学校への接続や社会に通用する人間を育成するためのルールやマナーの観点から必要事項を定めています。

2 学校生活に関すること

(1) 服装について

○規定服

- ・学習の場にふさわしい身なりをする。(頭髪や持ち物など)

冬 服 (10月～5月)	帽子 (紺) 上着 半ズボン・ひも付きひだスカート (紺) 長袖ポロシャツ (白)	※儀式のとき (始業式・就任式・入学式・終業式・卒業式・修了式・離退任式等) の時は、規定服 (上着・半ズボン又は、ひも付きひだスカート) を着用する。
夏 服 (6月～9月)	帽子 (白) 半ズボン・ひも付きひだスカート (紺) 半袖ポロシャツ (白)	
・左胸に名札をつける。 ・靴下は白・黒・紺 (くるぶしが隠れる長さのもの、レースは不可)。 ・靴は運動靴で白・黒・紺。 ・上履きはシューズで白 (つま先の色は問わない)。		
①ポロシャツの代わりにカッターシャツやブラウス (白) を着用してもよい。 ②シャツは第一ボタンまでとめる。但し、夏季・事情のあるときは第一ボタンのみあけてよい。 ③シャツはズボンの中に入れる。 ④冬は気温に応じて、ポロシャツの下に華美でないインナーを着てもよい。ポロシャツの下にハイネック等、襟から見えるものは着ない。 ⑤上着の下に、派手でないセーターやベスト等を着てもよい。 ⑥マフラーは使用しない。派手でない色のネックウォーマー、手袋、ジャンパーは登下校時のみ使用してもよい。 ⑦夏は気温に応じて、保冷タオル、ネッククーラー、日傘を登下校のみ使用してもよい。また、スポーツドリンク (お茶と共に持参可) (6月～10月) を持って来てもよい。 ⑧髪の毛の脱色・染色・パーマは禁止する。髪をくくる場合は、黒・紺・茶色のゴムでくくる。(装飾のないものとし、ピンも同様とする) ※衣替えは、6月1日、10月1日をめやすとするが、各自の体調、天候などによって調整する。 ※病気、その他の事情のある場合は、長ズボン (黒・紺) を着用してもよい。 ※体調や天候に合わせて、ズボンを着用してもよい。		

○体操服

- ・半袖・長袖の体操シャツ、ハーフパンツ、長袖トレシャツ、トレパン。

(2) 校内のきまりについて

- 学校には、不要な物(キーホルダー、ストラップ、ピアスなど)や携帯電話、お金を持ってこない。(不要品は原則、指導後、保護者に返却する。)

※見守り用GPSについては保護者からの申請を行ってもらう。

- 学用品は、学習の妨げにならない物を使用する。(学習のきまりを守る)
- ランドセルには、防犯ブザー・ホイッスルのみつける。
- ベランダには出ない。
- 校舎内で走ったり、ボールを投げたり等、危険なことをしない。
- ボール使用は、グラウンドの中央で行う。また、体育館ではボールけりは行わない。

(きまりを守らず、物を破損させた場合は、修理代をもらうことがある)

○他教室や倉庫へは、勝手に入らない。入る場合は先生の許可を得る。

○授業中は呼び捨てにしない。

(3) 学習のきまりについて

○授業前

- ・授業始まりの時刻になったら、席について静かに待つ(始業時刻と同時に授業を始める)。
- ・必要な学習用具がそろっているかを確かめる。

○授業中

- ・話す人の方を向いて、最後までだまって聞く。
- ・聞く人の方を向いて、みんなに聞こえる声の大きさと話す。
- ・終わりまではっきりと話す。
- ・発言するときは手を挙げ、指名されたら「はい」と返事をする。
- ・良い姿勢で学習する。
- ・筆箱の中には、次のものを入れておく。(箱型の筆箱が望ましい)(勉強の妨げにならないもの)
【えんぴつ5本・けしゴム・ものさし・名前ペン・赤えんぴつ・青えんぴつ(4年生以上はボールペンでもよい。5・6年生は蛍光ペン2色まで)】※ シャープペンシルは、持ってこない。
- ・ノートに書くときは、下じきをしいて書く。
- ・授業中、ほかの教室などへ移動するときは、しゃべらない。

○休けい時間

- ・次の授業の準備をしてから、休けいする。

(4) 通学について

○交通ルールを守る。

○決められた時刻・場所に集合し、並んで登校する。

○欠席の場合は、必ずすぐーるで8時までに連絡をする。急な場合のみ、電話で連絡をする。(登校班へも連絡する)

○学校に来たら、忘れ物があっても取りに帰らない。

○下校時刻を守る。登校班ごとに集合し、寄り道をせずに下校する。

5校時授業の時 14時30分下校 6校時授業の時 15時20分下校

○班長・副班長は、低学年に気を配り、安全に登下校する。

(5) 放課後学校へ来たときについて

○忘れ物をしないで下校する。やむを得ず、学校に忘れ物を取りに来た場合は、職員室に連絡をしてから入る。帰るときも、報告をしてから帰る。

○運動場では飲食禁止。(水筒のお茶はよい)

○自転車で学校に来たら、保健室前にとめる。運動場で乗って遊ばない。

3 校外での生活に関すること

(1) 外出について

○学区外へは、大人と一緒にいき、行動を共にする。

○池や川、工事現場などには立ち入らない。

○つりは大人と一緒にする。(池ではつりをしない)

(2) 安全について

○自転車に乗るときは、ヘルメットを着用する。

○人に迷惑をかけることや、危険な遊びをしない。

○道路で遊ばない。

(3) 社会のルールについて

○万引きをしない。

○なりものをとらない。

「生徒指導規程」について

ここに書いてある内容は、「自分で考え判断し、正しい行動をする。」「安全に安心して学校生活を送る。」ために必要なことを見直したり精選したりしたものです。

「きまりに書かれていないからしてもよい」「先生や親に怒られてしまうからしない」ではなく、「何のためにあるルールなのか。」「自分も周りの人も気持ちよく過ごせるか。」などを考え、自分の言動を正していきましょう。